



山形県公報

平成15年4月22日(火)
第1433号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                         |                   |     |
|-----------------------------------------|-------------------|-----|
| 救急病院等の告示.....                           | (健康福祉企画課) ...     | 563 |
| 農業振興地域の区域の変更.....                       | (農政企画課) ...       | 564 |
| 基本測量の実施の通知.....                         | (農村計画課) ...       | 同   |
| 土地改良事業施行の適当の決定.....                     | (置賜総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 県営土地改良事業計画の決定.....                      | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 565 |
| 同.....                                  | ( 同 ) ...         | 同   |
| 同.....                                  | ( 同 ) ...         | 同   |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....                      | (河川砂防課) ...       | 566 |
| 平成9年3月県告示第338号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正..... | ( 同 ) ...         | 570 |
| 平成2年2月県告示第264号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正..... | ( 同 ) ...         | 同   |
| 道路の位置の指定.....                           | (置賜総合支庁建築課) ...   | 571 |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....        | (出納局) ...         | 572 |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会4月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|              |   |
|--------------|---|
| 政治団体の設立..... | 同 |
|--------------|---|

### 公 告

|                           |                   |     |
|---------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ... | 573 |
| 平成15年度調理師試験の実施.....       | (保健薬務課) ...       | 574 |
| 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見..... | (商業振興課) ...       | 同   |
| 平成15年度山形県林業機械講習会の実施.....  | (森林研究研修センター) ...  | 同   |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | (置賜総合支庁建築課) ...   | 575 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第436号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称                   | 所 在 地            | 認 定 期 間                      |
|-----------------------|------------------|------------------------------|
| 医療法人社団山形愛心会<br>庄内余目病院 | 東田川郡余目町松陽一丁目1番1号 | 平成15年5月12日から<br>平成18年5月11日まで |

## 山形県告示第437号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 変更する地域の名称

西川農業地域

## 2 変更後の区域

西川町行政区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域（平成15年4月変更決定）の区域並びに国有林野及び民有林野の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く区域  
（次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課並びに西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第438号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 基本測量を実施する地域

酒田市、寒河江市、村山市、尾花沢市、西村山郡河北町、東田川郡藤島町及び飽海郡平田町

## 2 基本測量を実施する期間

平成15年5月8日から平成16年3月26日まで

## 3 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

## 山形県告示第439号

白鷹町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年4月15日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し（東田尻地区）

## 2 縦覧に供する場所

白鷹町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成15年4月28日から同年5月28日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営広野地区土地改良（土地改良総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営広野地区土地改良（土地改良総合整備）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年4月30日から同年5月29日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営添津地区土地改良（土地改良総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営添津地区土地改良（土地改良総合整備）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
立川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年4月30日から同年5月29日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大野地区土地改良（土地改良総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大野地区土地改良（土地改良総合整備）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
余目町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年4月30日から同年5月29日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第443号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び当該区域を所管する総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 区域の名称 少連寺  
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字   | 字     | 地 番    | 標 柱 番 号  |
|-------|-----|-------|-------|--------|----------|
| 鶴 岡 市 |     | 少 連 寺 | 家 ノ 前 | 76     | 1号       |
|       |     |       |       | 77 - 1 | 2号及び3号   |
|       |     |       |       | 90     | 4号から6号まで |
|       |     |       |       | 97     | 7号及び8号   |
|       |     |       |       | 88     | 9号       |
|       |     |       |       | 79     | 10号      |

- 2 (1) 区域の名称 上河原  
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村   | 大 字 | 字     | 地 番       | 標 柱 番 号  |
|-------|-------|-----|-------|-----------|----------|
| 最 上 郡 | 金 山 町 | 金 山 | 松 木 岩 | 1783 - 2  | 1号       |
|       |       |     | 北 ノ 沢 | 1762 - 3  | 2号及び3号   |
|       |       |     | 松 木 岩 | 1795 - 1  | 4号       |
|       |       |     | 楯 山   | 2158      | 5号及び6号   |
|       |       |     | 北 ノ 沢 | 1762 - 3  | 7号       |
|       |       |     | 南 沢   | 6 - 5     | 8号       |
|       |       |     |       | 30 - 1 地先 | 9号       |
|       |       |     | 北 ノ 沢 | 108 - 2   | 10号及び11号 |
|       |       |     | 楯 山   | 2158      | 12号      |

|  |  |  |       |          |          |
|--|--|--|-------|----------|----------|
|  |  |  | 松 木 岩 | 330      | 13号      |
|  |  |  |       | 330 - 1  | 14号      |
|  |  |  |       | 1768地先   | 15号及び16号 |
|  |  |  |       | 1769 - 1 | 17号      |
|  |  |  |       | 1769 - 4 | 18号      |
|  |  |  |       | 1783 - 4 | 19号      |

## 3 (1) 区域の名称 釜淵(3)

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村     | 大 字 | 字     | 地 番      | 標 柱 番 号   |
|-------|---------|-----|-------|----------|-----------|
| 最 上 郡 | 真 室 川 町 | 釜 淵 | 十 八 坂 | 383 - 16 | 1号及び2号    |
|       |         |     |       | 383 - 22 | 3号        |
|       |         |     |       | 395 - 43 | 4号        |
|       |         |     |       | 395 - 44 | 5号        |
|       |         |     |       | 395 - 1  | 6号        |
|       |         |     |       |          | 7号から10号まで |
|       |         |     |       | 384      | 11号       |

## 4 (1) 区域の名称 御深山

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市     | 町 村   | 大 字   | 字     | 地 番      | 標 柱 番 号  |
|---------|-------|-------|-------|----------|----------|
| 西 置 賜 郡 | 白 鷹 町 | 荒 砥 甲 | 岩 下 二 | 534 - 4  | 1号       |
|         |       |       | 深 山   | 402 - 3  | 2号及び3号   |
|         |       |       |       | 396 - 3  | 4号から8号まで |
|         |       |       |       | 396 - 43 | 9号       |

|  |  |  |       |            |          |
|--|--|--|-------|------------|----------|
|  |  |  |       | 396 - 8    | 10号及び11号 |
|  |  |  | 岩 下 一 | 508        | 12号      |
|  |  |  |       | 504 - 3 地先 | 13号      |
|  |  |  |       | 504 - 3    | 14号及び15号 |
|  |  |  |       | 500 - 6 地先 | 16号及び17号 |
|  |  |  | 岩 下 二 | 534 - 3 地先 | 18号      |

## 5 (1) 区域の名称 椿出

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市     | 町 村   | 大 字 | 字   | 地 番     | 標 柱 番 号 |
|---------|-------|-----|-----|---------|---------|
| 東 田 川 郡 | 楡 引 町 | 黒 川 | 椿 出 | 485 - 1 | 1号      |
|         |       |     |     | 488     | 2号      |
|         |       |     |     | 711     | 3号      |
|         |       |     |     | 713     | 4号      |
|         |       |     |     | 714 - 2 | 5号      |
|         |       |     |     | 305     | 6号      |
|         |       |     |     | 286     | 7号      |

## 6 (1) 区域の名称 平沢

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市     | 町 村   | 大 字   | 字   | 地 番        | 標 柱 番 号  |
|---------|-------|-------|-----|------------|----------|
| 西 田 川 郡 | 温 海 町 | 小 名 部 | 千 田 | 127 - 1 地先 | 1号       |
|         |       |       | 平 沢 | 190 - 1    | 2号       |
|         |       |       |     | 149        | 3号から5号まで |
|         |       |       |     | 148 - 1    | 6号       |

|  |  |  |  |         |        |
|--|--|--|--|---------|--------|
|  |  |  |  | 155     | 7号及び8号 |
|  |  |  |  | 154 - 2 | 9号     |
|  |  |  |  | 169 - 1 | 10号    |
|  |  |  |  | 188 - 1 | 11号    |

## 7 (1) 区域の名称 小名部(2)

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市   | 町村  | 大字  | 字   | 地番     | 標柱番号     |
|------|-----|-----|-----|--------|----------|
| 西田川郡 | 温海町 | 小名部 | 天池  | 37 - 2 | 1号       |
|      |     |     |     | 37 - 1 | 2号から4号まで |
|      |     |     |     | 4      | 5号       |
|      |     |     | 小名部 | 162    | 6号       |
|      |     |     |     | 160    | 7号       |
|      |     |     |     | 166    | 8号       |

## 8 (1) 区域の名称 山ノ下

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市   | 町村  | 大字   | 字   | 地番      | 標柱番号   |
|------|-----|------|-----|---------|--------|
| 西田川郡 | 温海町 | 山五十川 | 山ノ下 | 74 - 2  | 1号     |
|      |     |      |     | 88      | 2号及び3号 |
|      |     |      |     | 47      | 4号     |
|      |     |      |     | 36 - 1  | 5号     |
|      |     |      |     | 33 - 1  | 6号     |
|      |     |      | 沢ノ内 | 251 - 1 | 7号     |
|      |     |      | 山ノ下 | 4 - 1   | 8号     |

|  |  |  |  |    |     |
|--|--|--|--|----|-----|
|  |  |  |  | 32 | 9号  |
|  |  |  |  | 49 | 10号 |
|  |  |  |  | 50 | 11号 |
|  |  |  |  | 95 | 12号 |

## 山形県告示第444号

平成9年3月県告示第338号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高橋和雄

第1項第2号を次のように改める。

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村 | 大字    | 字   | 地番       | 標柱番号      |
|-----|----|-------|-----|----------|-----------|
| 米沢市 |    | 万世町梓山 | 大石山 | 5493 - 1 | 1号及び14号   |
|     |    |       |     | 5492 - 1 | 2号から6号まで  |
|     |    |       | 道 帰 | 5489 - 1 | 7号から10号まで |
|     |    |       | 大石山 | 5494 - 1 | 11号及び12号  |
|     |    |       |     | 5493 - 2 | 13号       |

## 山形県告示第445号

平成2年2月県告示第264号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山総務建築課において縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高橋和雄

第2項第2号を次のように改める。

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から24号までを順次結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村 | 大字    | 字   | 地番       | 標柱番号   |
|-----|----|-------|-----|----------|--------|
| 村山市 |    | 楯岡鶴ヶ町 | 二丁目 | 3502 - 1 | 1号     |
|     |    | 楯岡    | 楯山  | 7005     | 2号及び3号 |



|  |  |                 |  |          |     |
|--|--|-----------------|--|----------|-----|
|  |  |                 |  | 7107 - 1 | 4号  |
|  |  |                 |  | 6242     | 5号  |
|  |  |                 |  | 7025     | 6号  |
|  |  |                 |  | 6258     | 7号  |
|  |  |                 |  | 6275     | 8号  |
|  |  |                 |  | 6884 - 1 | 9号  |
|  |  | 楯 岡 楯           |  | 6286 - 1 | 10号 |
|  |  |                 |  | 3743 - 4 | 11号 |
|  |  |                 |  | 4008 - 1 | 12号 |
|  |  |                 |  | 4010 - 1 | 13号 |
|  |  |                 |  | 4014     | 14号 |
|  |  | 楯 岡 楯 山         |  | 6254 - 1 | 15号 |
|  |  | 楯 岡 楯           |  | 3740 - 1 | 16号 |
|  |  |                 |  | 6342     | 17号 |
|  |  | 楯 岡 楯 山         |  | 7035     | 18号 |
|  |  | 楯 岡 二 丁 目       |  | 3535     | 19号 |
|  |  |                 |  | 3530     | 20号 |
|  |  |                 |  | 3524     | 21号 |
|  |  |                 |  | 3513 - 1 | 22号 |
|  |  | 楯 岡 鶴 ヶ 町 二 丁 目 |  | 3505 - 2 | 23号 |
|  |  |                 |  | 3504 - 2 | 24号 |

山形県告示第446号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 指定の番号 私有道置総建第250号

- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字上平柳字道祖神2245番の1の一部、2245番の7の一部、2245番の13の一部、2245番の12
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長84.5メートル
- 4 指定年月日 平成15年4月11日

## 山形県告示第447号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「さいたま市大成町一丁目188番地」 を 「さいたま市大宮区大成町一丁目188番地」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教育委員会関係

告 示

## 山形県教育委員会告示第5号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成15年4月22日

山形県教育委員会

委員長 安 孫 子

博

- 1 招集の日時 平成15年4月23日(水) 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎601会議室
- 3 議 題
  - (1) 財団法人の解散の許可について
  - (2) 山形県文化財保護条例第4条の規定に基づく有形文化財の指定について
  - (3) 山形県文化財保護条例第31条の規定に基づく天然記念物の指定について
  - (4) 平成15年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱(任命)について
  - (5) 山形県産業教育審議会委員の委嘱(任命)について
  - (6) 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱について

## 選挙管理委員会関係

告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成15年4月22日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

## その他の団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日      |
|--------------|--------|--------------------|--------------------|------------|
| 長南喜美雄後援会     | 石川春雄   | 長南孝一               | 最上郡大蔵村大字南山846-6    | 平成15. 3. 6 |
| 鈴木君徳君を励ます会   | 高橋富雄   | 加藤勝義               | 最上郡大蔵村大字合海1519-3   | 同 3.17     |
| 高橋史郎後援会      | 高橋史郎   | 斉藤俊明               | 最上郡大蔵村大字清水2506     | 同 3.18     |
| 枝松直樹後援会      | 枝松直樹   | 酒井智美               | 上山市金生西1-7-9        | 同 3.24     |
| 石川ひろし後援会     | 秋場福廣   | 大隅憲児               | 西村山郡河北町谷地中央2-2-13  | 同 3.24     |
| 長南正一後援会      | 長南友蔵   | 中島貞夫               | 最上郡大蔵村大字南山908      | 同 3.24     |
| 佐藤治郎作後援会     | 井上繁雄   | 安野清                | 東田川郡櫛引町東荒屋字上荒屋46   | 同 3.24     |
| 菅原勝君を励ます会    | 佐藤隆    | 菅原幸一               | 東田川郡櫛引町大字板井川字片茎102 | 同 3.24     |
| 遠藤ひとし後援会     | 峯田市太郎  | 相沢茂三郎              | 東村山郡山辺町大字山辺1723    | 同 3.27     |
| 鈴木光一後援会      | 鈴木光一   | 渡辺忠義               | 西村山郡朝日町大字和合6       | 同 3.27     |
| 矢口智後援会(愉楽の会) | 矢口金昭   | 矢口幸子               | 最上郡大蔵村清水40         | 同 4. 2     |
| さがえ宏一後援会     | 寒河江宏一  | 寒河江宏               | 最上郡金山町大字金山623-21   | 同 4. 4     |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年4月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 喜楽里
  - (2) 代表者の氏名  
漆山 正博
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県東村山郡山辺町大字築沢420番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、作谷沢地区を中心に県内外の地域振興に寄与することを目的とし、併せてその活動を通して都市生活者に対し、自然に根差した生活提案や支援を行うことを目的とする。

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成15年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成15年7月16日(水)  
 (2) 場 所 山形市及び鶴岡市

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成15年5月30日(金)から同年6月9日(月)までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課）に、県外在住の者は山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健業務課に提出すること。（県外在住の者については、郵送による提出も可能とし6月9日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

3 その他

詳細については、健康福祉部保健業務課（電話023 - 630 - 2919）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成15年5月22日まで縦覧に供する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

山形北ショッピングセンター  
 山形市馬見ヶ崎二丁目12番地19号

2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成14年12月6日

3 意見の概要

意見なし

山形県林業機械講習規程（昭和39年6月県告示第529号）に基づき、平成15年度の林業機械講習を次のとおり実施する。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 講習の科目、期間及び申込期限

| 課 目           | 期 間                                                              | 申 込 期 限  |
|---------------|------------------------------------------------------------------|----------|
| 車 両 系 建 設 機 械 | 平成15年6月19日(木)から同月27日(金)まで、ただし、同月21日(土)及び22日(日)を除く。               | 5月30日(金) |
| 林 業 架 線       | 平成15年6月26日(木)から7月12日(土)まで、ただし、6月28日(土)、29日(日)、7月5日(土)及び6日(日)を除く。 | 5月30日(金) |

2 講習の場所

山形県森林研究研修センター（寒河江市大字寒河江丙2707番地）及び同センター試験実習林（西村山郡西川町大字沼山字大沼地内）

3 講習の対象及び募集人数

(1) 対 象

林業従事者及び木材製材業従事者、森林組合等林業団体及び木材製材業団体の職員その他森林を管理するための作業に従事する者

(2) 募集人数

各課目についてそれぞれ20名

4 受講手続

受講申込書を上記1の申込期限までに最寄りの総合支庁を經由して山形県森林研究研修センターに提出すること。

5 その他

詳細については、山形県森林研究研修センター（電話0237(84)4301）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年4月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地              | 規格   |             | 公募戸数 | 区分           | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 摘要     |                            |     |
|--------------|------------------|------|-------------|------|--------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|-----|
|              |                  | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積 |      |              | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |        | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |     |
| 県営中田第1アパート3号 | 米沢市中田町658-3      | 2DK  | 56.4        | 1    | 特定目的用(障・身障用) | 18,600          | 22,600                     | 26,700                     | 30,900                     | 35,600                     | 40,900 | 3月分の家賃に相当する額               | 単身可 |
| 同中田第2アパート1号  | 同901-2           | 3DK  | 54.6        | 2    | 一般用          | 13,100          | 15,900                     | 18,900                     | 21,800                     | 25,100                     | 28,900 |                            |     |
| 同中田第2アパート2号  | 同                | 同    | 55.7        | 2    | 同            | 13,600          | 16,500                     | 19,500                     | 22,600                     | 26,100                     | 29,900 |                            |     |
| 同米沢中央アパート1号  | 同中央七丁目5-77       | 同    | 68.7        | 1    | 同            | 20,400          | 24,800                     | 29,300                     | 33,900                     | 39,100                     | 44,900 |                            |     |
| 同中田第1アパート3号  | 同中田町658-3        | 同    | 69.9        | 1    | 同            | 23,100          | 28,000                     | 33,100                     | 38,300                     | 44,200                     | 50,700 |                            |     |
| 同中田第1アパート4号  | 同                | 同    | 75.4        | 1    | 同            | 25,500          | 31,000                     | 36,600                     | 42,300                     | 48,800                     | 56,100 |                            |     |
| 同糠野日アパート     | 東置賜郡高島町大字福沢525-5 | 同    | 51.2        | 1    | 同            | 12,000          | 14,600                     | 17,300                     | 20,000                     | 23,100                     | 26,500 |                            |     |
| 同糠野日第2アパート   | 同高島町福沢南21-2      | 同    | 62.6        | 1    | 同            | 17,200          | 20,800                     | 24,600                     | 28,500                     | 32,900                     | 37,700 |                            |     |
| 同館之北アパート     | 同川西町大字中小松3017-1  | 同    | 67.4        | 1    | 同            | 19,000          | 23,000                     | 27,200                     | 31,400                     | 36,300                     | 41,700 |                            |     |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に高齢者がある場合には、その高齢者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者が当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年5月1日から同月8日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年5月8日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部建築課

## 5 入居の時期 平成15年6月上旬

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行     | 誤    | 正    |
|------------|-----------|-----|-------|------|------|
| 平成15. 3.28 | 号外(11)    | 1   | 下から17 | 27.0 | 27.8 |